**○環境省告示第七十一号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、第二号ハ及びニ、第三号ニ並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年七月三十一日

環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第二号イに掲げるＹ類物質と同程度に有害である物質は、脂肪酸（炭素数が十二又は十四のもの及びその混合物に限る。）とポリ（オキシエチレン）＝メチルエーテル（重合度が二から二十までのもの及びその混合物に限る。）とのエステル（濃度が九十五重量パーセント以下のものに限る。）とし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、一とする。

**○東北地方整備局告示第百七十二号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月三十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
東北地方整備局長　9
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人宮城県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | — |
|---|---|
| 変更後 | 猿渡　啓子 |

(2)　変更年月日
平成二十五年五月二十九日

**○中部地方整備局告示第百四十八号**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により、昭和五十一年三月十七日付建設省告示第四百十六号による河川予定地指定の土地のうち、次の土地を河川予定地として変更指定する。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十一日　中部地方整備局長　梅山　和成

次の（一）の河川にかかる（二）の地番の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地

（一）河川　菊川右岸　静岡県掛川市国安九百十番の三
（二）地番　国安九百十番の三

（図面省略）

**○中国地方整備局告示第百十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 岡山市南区泉田五丁目三二四番五から同市南区当新田字三番前四九〇番一まで | 前 | 二七・〇〇～三八・〇〇メートル | 二・五七一キロメートル | |
| | 後 | 二七・〇〇～三九・五〇メートル | | |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

**○中国地方整備局告示第百十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三十号 | 岡山市南区泉田五丁目三二四番一から同市南区当新田字三番前四九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） | 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年七月三十一日

**○中国地方整備局告示第百二十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで | 前 | B　九・五〇～一八・〇〇メートル | 四三・四八六キロメートル | 上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | C　一〇・四〇～一一・〇〇 | 一七・六八七 | |
| | 後 | B　九・五〇～一八・〇〇 | 四三・四八六 | |
| | | A・D　一〇・〇〇～一二・〇〇 | 一七・六八八 | |
| | | C　一〇・〇〇～一二・〇〇 | 六・〇一〇 | |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

**○四国地方整備局告示第六十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十六号 | 伊予市下吾川字池田七七二番一から同市下吾川字池田九二五番一まで | 四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年七月三十一日

**○四国地方整備局告示第六十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号